

堺市告示第7号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第5条第1項の規定に基づき、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、石川県及び富山県に住所を有する個人並びに主たる事務所又は事業所を有する個人及び法人に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に市長が定める日まで延長する。

令和6年1月15日

堺市長 永 藤 英 機